

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和3年第12回習志野市農業委員会総会は令和3年12月7日（火曜日）に習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時00分

1. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席 0名

委員氏名

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 3番 江口 勝洋 4番 渡邊 喜代美

1. 総会に付した議件

議案第 1号 生産緑地のあっせんについて

1. 議案審議結果

上 程 1件 承 認 1件

1. 閉会時間 午後3時20分

1. 職員 事務局 事務局長 吉田 昌弘  
主任主事 渡辺 祐紀  
職 員 常田 幸雄

<p>議 長</p>	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>定刻になりましたので、令和3年第12回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本当にこの1年間、皆様にご協力いただきまして無事、本年最後の総会を開催することができます。</p> <p>皆様のご協力で改めて感謝申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルスは、オミクロン株が、この一週間ぐらいで急激に世界中に広がっています。</p> <p>まだ詳しいことも、対策もわかりませんが、引き続き皆さんには、日頃より移らない移さないために、手洗い慣行・励行、よろしくお願いいたします。</p> <p>また今日は、総会の後に研修もあるとのことで、皆さんにご協力いただきまして、総会の方をスムーズに進めさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、農業委員会開催に当たりまして、これまで通り感染対策をしっかりといたしまして、始めさせていただきます。</p> <p>本日は、特に欠席の報告を受けておりません。</p> <p>16名全員の出席ですので、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>3番、江口 勝洋委員、4番、渡邊 喜代美委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は1件、報告件数は5件でございます。</p> <p>それでは、早速、議事に入ります。</p> <p>議案第1号、生産緑地のあっせんを議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p> <p>それでは、総会資料をお開きください。</p> <p>議案第1号は、生産緑地のあっせんについてであります。</p> <p>あっせんの対象となりました生産緑地は、令和3年10月6日開催の令和3年第10回総会におきまして、農業の主たる従事者についての証明書発行について、委員の皆様にご審議いただきました生産緑地でございます。</p>

事務局	<p>この度、生産緑地法第10条の規定に基づき、令和3年10月18日付けで、所有者より市長に対して、生産緑地の買い取り申し出が行われました。</p> <p>その結果、市及び他の公共団体として、公共施設用地等として、当該生産緑地を買い取る旨の希望がなかったことから、生産緑地法第13条の規定に基づきまして、農業従事者が当該生産緑地を購入するかどうか、希望を確認するため、市長より農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせんが依頼されたものです。</p> <p>対象となります生産緑地の所在地、面積、買い取り希望額は、お手元の資料記載の通りでございます。</p> <p>なお、あっせんの結果につきましては、令和4年1月13日までに市長に回答することとなりますので、令和4年1月6日開催の令和4年第1回総会におきまして、あっせんの結果をご報告いただきます。</p> <p>また、総会資料には、当該生産緑地の案内図を添付いたしましたので、地域の農業従事者さんに情報提供される際には、ご活用いただければと思います。</p> <p>私からの議案説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議案第1号、生産緑地のあっせんについて、ご質問のある方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ、委員の皆様は、地域に持ち帰り、買い取り申出者がいるかを確認いただき、次回の1月総会で結果の報告を求めることとなりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、議案案件は終了いたします。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知についてです。</p> <p>質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか？</p>
事務局	<p>事務局からは特段はございません。</p>

議 長	<p>質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告第3-1号、報告第3-2号ですが、いずれも農地法第5条許可に伴う工事完了報告についてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>はい、それでは1点だけ、報告第3-1号について補足説明をいたします。</p> <p>報告第3-1号をご覧ください。</p> <p>まず、工事が完了しました対象地は、当時、習志野市初めてとして、特定建築条件付売買予定地が転用目的となった事案でありました。</p> <p>対象地において、旗竿地3区画の造成を行いながら、土地を先に、エンドユーザーに売却した後に、エンドユーザーが自由な設計で注文して建てるというものでございます。</p> <p>今回、特定建築条件付きの3棟が完了したということで、令和3年10月29日に、都築委員と事務局2名で現地調査をした結果、3棟建っていることが確認取れましたので、報告書とさせていただいたところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>無いようでしたら、続きまして、報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>報告第4号は、地権者の方が相続発生時に納税猶予を受けられるため、生産緑地としても指定を受けている農地であります。</p> <p>今回の証明書は、3年に一度、税務署に農業経営を継続している旨、届け出るに当たり添付を求められる重要な証明であります。</p> <p>この度、11月17日に村山職務代理と事務局1名で現地を確認し、生産緑地機能が維持され、農業経営を継続されていることを確認いたしましたので、証明書を発行したものです。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>報告4号について、皆様からご意見等ありますか。</p>

議 長	<p>質問などありましたら、よろしくお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>無いようですので、以上をもちまして、令和3年第12回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>この後、その他の事項がありますので事務局より、進行をお願いいたします。</p>
-----	---